平成２７年（フ）第７２５号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町９丁目19番21号ライオンズマンション町田南102号、開始決定時の住所神奈川県相模原市南区文京１丁目12番８号
破産者　小木　義男
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３５号
川崎市多摩区堰３丁目15番11－102号　グリーンハイム、前住所東京都狛江市岩戸北４丁目12番20号　ドールピジョンきたみ　105
破産者　森田健太郎
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
川崎市宮前区宮前平３丁目13番地１　グランノア宮前平　228
破産者　都築あづさ
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
川崎市多摩区長尾５丁目10番12－306号　シャトレー新井
破産者　角野　和哉
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０６号
川崎市多摩区寺尾台１丁目12番地11
破産者　寺嶋　義弘
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
新潟市中央区四ッ屋町２丁目3089番地
破産者　安宅　智久
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４８号
新潟市南区白根3118番地
破産者　櫻井すみ子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
長野県小諸市甲1462番地の５
破産者　黒澤　四郎
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４８号
長野県小諸市東雲４丁目８番27号
破産者　中村　靖智
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４４号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土885番地４
破産者　村井　幸雄
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４０２号
名古屋市港区宝神４丁目1703番地　宝神荘７棟403号
破産者　**徳**井　秀俊
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４６号
名古屋市北区志賀本通２丁目５番地　サンクレイドル志賀本通403号、従前の住所愛知県春日井市堀ノ内町３丁目９番地６　グランデオス106号
破産者　野々川奈保
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６６号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地42棟506号、従前の住所愛知県一宮市木曽川町里小牧字野方93番地１
破産者　小杉　渉仁
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４５号
神戸市中央区坂口通１丁目３番７号　シャトレエスポワール202
破産者　陸　かおり
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１号
兵庫県明石市大久保町駅前１丁目７番地の５　オーシャンⅡ605号、住民票上の住所兵庫県明石市東仲ノ町１番２号
破産者　能村　八生
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県美方郡香美町香住区若松521番地４、住民票上の住所大阪市北区池田町16番６－704号
破産者　オレンジムースこと　北村　晃一
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
奈良市法蓮町1514番地の95
破産者　大前　将人
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９４号
奈良県天理市前栽町135－３　メゾン前栽２－203、住民票上の住所大阪市中央区谷町６丁目２番10号201
破産者　辻村千鶴子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所